

**全国**

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 井原 好英

<http://www.si-gichokai.jp>

ぜんこく  
しげかいじゅんぽう

平成28年(2016年)  
11月25日  
毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

第1995号

# 市議会旬報



主催者を代表して挨拶する岡下会長(左・上)



挨拶する田辺静岡市長



挨拶する栗田静岡市議長



開催旗引き継ぎ(左は栗田静岡市議長、右は細野姫路市議長)



閉会挨拶する岡田副会長



会場の模様

## 第11回 全国市議会議長会 研究フォーラムin静岡を開催

第11回全国市議会議長会研究フォーラムを10月19日、20日の2日間、静岡市のグランシップ(静岡県コンベンションセンター)で開催した。

1日目の開会式では、岡下勝彦会長(高松市議会議長)から「今回のフォーラムでは議会の監視権のあり方について討議する。これを契機に全国の市区議会の一層の充実強化が図られることを祈念する」などと挨拶した。続いて、

基調講演では、大森彌・東京大学名誉教授が「二元代表制と議会の監視機能」と題し、講演した(2面に掲載)。

パネルディスカッションでは、「監視権の活用による議会改革」がテーマ。江藤俊昭・山梨学院大学大学院研究科長・教授がコーディネーターを務め、「従来から議会には権限があつたにも関わらず、なかなか行使できなかつたが、従来とは違う議会運営、権限のあり方をもう一步進め、住

みに監視権をどのように行使すべきか」がテーマ。佐々木信夫・中央大学経済学部教授がコーディネーターを務め、「もともと行政をチェックする役割として議会が置かれている。改め

基調講演「二元代表制と議会の監視機能」	【2面】
パネルディスカッション「監視権の活用による議会改革」	【2~4面】
課題討議「監視権を如何に行使すべきか」	【4~5面】

## 基調講演

### 「二元代表制と議会の監視機能」

平成12年の第26次地方制度調査会の答申文中に「議会は、住民自治の根幹をなす機関」という重要な文言がある。日本国憲法では、議会が自治の根源的な機関で、議会がないとその団体を自治体と言わない。実際の地方自治制度は、執行機関の首長と議事機関の議会との権限関係では、執行機関・首長が優位な制度になっている。

国際的に、首長の直接公選は必須の条件ではないが、憲法では、首長と議会の議員は、直接公選で、別々に選挙で選ぶよう定めている。これを二元的代表制と呼んでいる。二元代表制でもいいが、「的」を使う理由は、議院内閣制的な要素があり、す

べどもとどりと二元代表制とは言いつらい側面があるため。国民が選んだ国会議員が国会で内閣総理大臣を選ぶ。そのためには、多数派を結成する必要があり、総理大臣を指名するだけの議席・権限を持つている政党・政党の組み合わせを与党という。総理大臣を選べない程度の議席しかない政党・諸政党のことを野党という。

議員は別々に選ばれるので、与野党関係はない。仮に与野党ともいふやう言葉を使うならば、議会・議員全体が、首長に対し、野党



大森東京大学名誉教授

的な機能を果たすべき。

与野党意識

ながら、それに伴う責任を議会が持つとは、ほとんどの人が思っていない。なぜか。地方自治法が首長に強い権限を持たせているから。重要な権限は①予算編成権②議案提出権の2つ。

①について。議会では増額決定ができるが、根幹を搖るがす、予算に影響を及ぼす決定はできない。②について。議会にも議案提出権はあるが、ほとんどが首長側の企画立案した議案。質問することはそんなに難しいことではない。答える側は、きちんと勉強しないと答えられないから大変。議員でも政策条例をつくる場合、答える側になるから大変さが分かる。同じことを大量に行っているのが執行機関。

議会の命は、弁論。地方議会は英語で assembly。これは討議をするために集まる集合体を意味する。議会では、討

論はするが、個々の主張を言うだけで、討議はしない。議会は、十人十色の議員の集まりであり、1つにまとめるとはそもそも難しい。それでも、議会が1人の首長のように、議会人が1人いるように合意ができないか。一種の理想の形「チーム議会」に。議員同士で討議し (Ass e mbly)、会派を超えて意思の合意をつくり、その意思決定を首長にぶつける。

執行権が優位な二元代表制度の中で、議会は、存在理由をどう示し得るか。その最も重要な機能が、監視機能である。首長提出議案はほとんどが通り、最初に触れたかったこと。予算、決算、それ以外の意思決定も、議会の議決を要する場合、議決しない限り執行できない。議会が重要な意思決定、自治体の意思を確定する権限を持つ

り、最初に触れたかったこと。予算、決算、それ以外の意思決定も、議会の議決を要する場合、議決しない限り執行できない。議会が重要な意思決定、自治体の意思を確定する権限を持つ

ることが基本的な出発点である。議員は、その役割をみんなで4年間果たし、次の選挙で支持を受ける行動をしようとしている。共有し、その役割をみる。議員で共有認識して明示することは難しい。

## パネルディスカッション

### —監視権の活用による議会改革—

コーディネーターは江藤俊昭・山梨学院大学大学院研究科長・教授、パネリストは斎藤誠・東京大学大学院法学政治学研究科教授、土山希美教授、龍谷大学政策学部政策学科教授、谷隆徳・日本経済新聞編集委員兼論説委員、栗田裕之静岡市議会議長。テーマは「監視権の活用による議会改革」。①監視権を使いこなす②財務過程と議会③監査委員制度における議選の意味、住民統制における議会の役割―



江藤山梨学院大学大学院研究科長・教授

## 発言要旨

### ①監視権を使いこなす



谷日経新聞編集委員兼論説委員

## 谷隆徳氏

地方議会は、予算案、条例案の「素通り議会」との批判がある。例えば平成21年から

5年間に、予算案の修正をした市議会は、全体の20%、条例案の修正をした市議会は23%。残念だが、監視機能が強くなってきたとは感じ取れない状況。

議会での質問において、与党会派は、自分たちの思いや主張を、どう理事者側に反映させるかが強くなり、結果的に監視機能の衰えにつながる。地方議会が二元代表制の一方の柱として機能するためには、議会による縛りの緩和が必要ではないか。

また、専決処分については、議会の監視権の枠外にあるも

のを見て、議会がきちんとチェックしているか疑り深くなる。監視が難しいのは、ある事案を実施に移すときに「これで何が解決できるか」どこが問題であるか▽経費がかかり過ぎではないかなどが分かっていないこと。個々の議員や会派にゆだねず、議会全体としての力を強めることができるか。

できる下地があれば、現在持っている議会の監視機能は相当程度発揮できる、チェック機能を果たし得るはず。

最後に、議会が監視機能を果たし得るには、自分たちが監視機能の対象になつてはいけない。それでは住民の信頼は得られない。議会の最も重要な機能が監視機能であるならば、自分たちが監視を受けなくてすむようになり、一見、首長と議会は平穏に見えるが、二元代表制は制度内在的対立が起り得る制度であり、常時安定している制度ではない。住民は、多くの首長提出議案がほとんど無修正で通る

議会の命は、弁論。地方議会は英語で assembly。これは討議をするために集まる集合体を意味する。議会では、討議の意見を反映させるかが強くなり、結果的に監視機能の衰えにつながる。地方議会が二元代表制の一方の柱として機能するためには、議会による縛りの緩和が必要ではないか。

## 【2面から続く】

の。通年議会などにより、専決処分をしなくていい状況を作ることが大切である。



土山龍谷大学教授

**土山希美枝氏**

監査とは、日常的な言い方では、議会の監視・監査機能のこと。監視は見ることが中心になるが、監査は市民から見て、こうすべきだとする政策的な方向性が入っていると思う。監視・監査機能を通じて、政策や制度が市民によりよいものとなるよう議論する。議会の目指す姿は最終的には政策議会ではないか。

日常の議会においては、議員の政策的な気づきや争点提起をもつと議会として扱い上げていく仕組みがあつてもいいのではないか。例えば、一般質問や議会報告会が委員会の所管事務調査につながるようなど。

**栗田裕之氏**（4段目に写真）  
議員発議条例、政策提言な



斎藤東京大学大学院教授

**斎藤誠氏**

監視権の活用について。①法律改正②条例制定による監視権の充実が考えられる。

①について、地方自治法第96条第5号（契約締結）、第

どの組み合わせにより議会の監視機能を發揮できる。条例や提言を検討する中で、市の状況や当局の取り組みを把握して、不足部分を条例などでカバーしようとなるので、大きな視点から言えば、監視権の一環。さらに、議会の存在感を示すこと自体が、長に対する抑制効果につながる。

議員発議条例である静岡市ものづくり産業振興条例では、長に対し、計画策定を義務付け、実施状況を議会に報告させる仕組みとした。これは議会による監視権の新たな仕組み。条例を作成して終わりではなく、条例がどのように活用、実施されているかを監視している。

年度決算から、決算説明資料の記載事項を追加している。道路を例に挙げる。従来のインプット（予算額など）、アウトプット（進捗率など）に加え、アウトカム（整備による渋滞の緩和や移動時間の短縮の評価など）を記載した。

決算説明資料で当局が行っ

た行政評価の結果が議会に提供され、それを参考に議論を行ひ、決算認定していく。議

会と長との適切な役割分担の

中で、市全体としての監視機

能を高めていこうというもの。

**谷氏**

公会計について、民間企業

と違い、一定の財政の健全性

の担保があればよく、マクロ

とは別に、ミクロの議論が必

要である。

注目は、事務事業評価。加

算不認定について3点。

③監査委員制度における議選の意

味、住民統制における議会の役割

である。

当然、修正を加えられる。

## 8号（財産の取得・処分）の議決権の範囲拡大について、第29次地方制度調査会の答申では「議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事

件の対象について条例で定めることができるべき範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべき」とされた。しかし、たなざらしのまま現在に至り、残念である。議会の監視機能の評価について、第三セクタ一損失補償契約の判決（最判平成23年10月27日）では、損失補償契約を結ぶかどうかは、議会による公益性の審査の意義を認めている。裁判官の補足意見では、地域の政策決定と経済的活動に関する事柄は地方議会によって個別にチェックされるべきとし、議会のチェック機能を評価している。それを生かして法律改正になげる必要がある。ただ、議会からではなく、住民訴訟により是正機会が出たことは考える必要がある。

## 栗田氏



栗田静岡市議長

## ②財務過程と議会

古川市などでは、決算審査と合わせて、委員会単位で事務事業評価を行い、それを議会として、執行側に伝えている。

**土山氏**

日常的に予算、決算につながる監査、政策提案機能をどのように果たすのか。ツールは、①総合計画②事務事業評

価一の2つ。

決算認定について。市民にわかりやすい議論のため、24

年度決算から、決算説明資料の記載事項を追加している。事業計画が体系化され、事業が予算、決算と連動する総合計画を作ることは大変大事である。総合計画の進捗管理を見ていく中で、財政、決算のあり方や決算で指摘するためのポイントが見えてくるのではないか。ツールとして、総合計画を整備されたい。

②について。事業別予算に、事業別決算と人件費を受けたものができれば、それを活用し、日常的に事業費がいくらかが可視化できる。

しかし、決算は前年度の話であり、長の対応規定を入れるとしても、説明責任的なものになる。



パネリスト

認定に臨む際、しっかりと監査委員の意見が出ないと、資料が足らないこととなる。3点目。決算不認定に対して、長はどうすべきか。第31次地調の答申では「議会が決算認定をせず、その理由を示した場合については、議会が長に対し理由の中で指摘した問題点について長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべきである」とされた。しかし、決算は前年度の話であり、長の対応規定を入れるととも、説明責任的なものになる。

**栗田氏**

地方の自由度を高める観点

③監査委員制度における議選の意味、住民統制における議会の役割

## 【3面から続く】

からも、議選監査委員の設置

を各自治体の判断に委ねると  
した第31次地制調の答申を大  
変評価したい。各自治体にお  
いて、何を監査に求めるかを  
明らかにして、役割を自覚す  
ることが必要。私は議選監査  
委員を務めたとき、議員だか  
らこそ気づいたこと、その経  
験を議員活動に活用した。

谷氏  
強い意見はないが、議選監  
査委員の選択制には、当然と

いうか意味あること。  
土山氏

議選監査委員は経験したほ  
うがよい。議員として、問題  
意識が変わる、学びになる。  
その後の議員活動につながる。

ただ、議選監査委員の間、  
通常の議会や議員の活動と切  
り離されるのは、問題ではな  
いか。守秘義務はあるが、議  
選監査委員となり気づいた市  
政の課題、問題、監査・監視  
するべきポイントなどを、議  
員1人の能力形成にとどめず、

そのノウハウや知見を共有す  
ることが議会にとって必要で  
はないか。

斎藤氏

2点ある。1点目。議会側  
は、「議選監査委員は役割を  
果たしている」などと言うが、  
議選監査委員の意義という具  
体的な主張がない。その機能、  
役割や重要性を一般住民、政  
府の会議で主張するのがよい。

2点目。議選監査委員を選

択制で存続するとして、残念  
だが、不当、違法な支出によ  
ることで信頼が高まる。現行  
制度のもとでも、請求があれ  
ば、議会で承認の議決をされ  
たい。

り議会や議員の資質が住民監  
査請求の対象になることがあ  
る。住民監査請求で外部監査  
委員にしたいと住民から請求  
があつた場合、そちらに道を  
開くべき。現在は議会の議決  
がないと外部監査委員は認め  
られないが、法改正し、議会  
の議決なしでも、外部監査に  
よる住民監査請求を可能にす  
ることで信頼が高まる。現行  
制度のもとでも、請求があれ  
ば、議会で承認の議決をされ  
たい。



佐賀藤沢市前副議長

## 課題討議

### 事例報告

#### —監視権を如何に行使すべきか—

コーディネーターは佐々木  
信夫・中央大学経済学部教授。

事例報告者は佐賀和樹・藤沢市  
議会前副議長、井上直樹・和歌  
山市議会議会運営委員長、嶋  
崎健二・田中市議会議長。テー  
マは「監視権を如何に行使す  
べきか」。事例報告者から、  
おのおのの議会の取り組みに  
ついて報告した後、佐々木氏  
の提示した論点に従つて討議  
した。最後に、事前質問に回  
答し、課題討議を終えた。事  
例報告の概要は以下の通り。

佐賀和樹氏  
「議員はどうあるべきか／百  
条委員会を通じて」

百条委員会設置の発端は前  
市長による土地の先行取得問

題。平成21年9月定例会の本  
会議において、前土地所有者  
が約3000万円で購入し、  
民間では無価値とされる土地  
(無道路地)の売却に関し、  
市議会議員に相談、市議は副  
市長に依頼し、半年後に藤沢  
市土地開発公社が1億850  
万円でその土地を先行取得し  
た件について、その経緯、必  
要性に疑義がもたらされた。委員  
会、特別委員会などで審査し、  
参考人招致なども行い、市執  
行部に対し追求したが真相究  
明には至らなかつた。21年12  
月、22年6月、12月の定例会  
で地方自治法第100条第1

項に基づく、調査特別委員会、  
しかし、会議を重ねるごとに  
市議は百条委員会設置には中心とな  
つて反対した。結果、前市長  
派がからうして過半数を占め、  
僅差で否決された。市民から  
も請願や陳情が8件提出され  
たが同様に否決された。23年  
4月の改選後に議会の構成が  
変わり、最初の定例会で、初  
の百条委員会が設置され、私  
は反市長派に主導権を取られ  
ないため副委員長を務めた。

結論は、土地取得ありきの  
佐賀和樹氏  
「議員はどうあるべきか／百  
条委員会を通じて」

佐賀和樹氏  
「議員はどうあるべきか／百  
条委員会を通じて」

佐賀和樹氏  
「議員はどうあるべきか／百  
条委員会を通じて」



挨拶する細野姫路市議長

## 次期開催地は姫路市

壇上で姫路市の紹介映像が  
流れ、次期開催地の姫路

市議会議員が世界文化遺産姫  
路城の法被を着て、姫路城、  
人間将棋の旗を持ち、登壇。  
細野開廣姫路市議会議長が  
挨拶を述べた。

作的的な陳情の作成、後づけ  
の整備計画の策定、不要不急  
な土地を不適切な市の先行取  
得依頼に基づき土地公社が購  
入した事実を明確に示し、土  
地取得は不当と認定した。調  
査経費は482万8411円。  
臨時議会報も16万部発行した。  
弁護士など専門家の助言を得  
て、告発まで言及し、市長に  
対し議会としての強い措置  
(①土地を買い戻さない②前  
市長をはじめ責任を追及する  
③前市長ら4名の行為は刑事  
上の責任追及について適切に  
対処すべき)を求めた。調査  
報告書は藤沢市ホームページ  
から閲覧できる。

証人尋問は、多くの民間人  
にも出頭要請をした。限られ  
た時間で真相究明につながる  
ページに及ぶ調査報告書を作  
成した。

証人尋問は、多くの民間人  
にも出頭要請をした。限られ  
た時間で真相究明につながる  
ページに及ぶ調査報告書を作  
成した。

## 【4面から続く】

調査、資料集め、質問づくりが不可欠だった。その打ち合を重ねるごとに、個人の主張ではなく、委員会の総意として、成果を出すという姿勢が強くなった。他の会派の議員と議員が議論を行うことは初めてで、まさに必要性から生まれた議員間討議だった。

25年2月に議会基本条例を制定し、4月に施行した。百

条委員会での経験が、本当の意味での議論の場である議会へ向けて、議会改革への大きな流れになった。オール与党体制の議会運営や党利党略による政争ではなく、市議会の総意として一つの目標に向かえたことは、百条委員会のもつ一つの大きな成果。議員は



佐々木中央大学経済学部教授

25年2月に議会基本条例を制定し、4月に施行した。百条委員会での経験が、本当の意味での議論の場である議会へ向けて、議会改革への大きな流れになった。オール与党体制の議会運営や党利党略による政争ではなく、市議会の総意として一つの目標に向かえたことは、百条委員会のもつ一つの大きな成果。議員は

井上直樹氏



井上和歌山市議会議員

「附属機関への参画と監視機能」

現在、国民健康保険運営協議会など26の附属機関に参画している。議員の参画について、執行部は、議会に対し、事前に一定のコンセンサスを得られる、議会は、事前に行政の方向性を把握でき、計画段階から監視できるというメリットがある。ただし、議案として上程される案件では、議会と審議会での議論に整合性を欠く場合があるなどのデメリットがある。議会の監視権と議決権の観点から、参画について再度検証している。

再検証の契機は、23年の地方自治法改正により基本構想が議会の議決を要しなくなつたこと。議決事件への追加を

どうあるべきかを改めて見つめ直し、市長の監視機関としての議会のあり方を再認識させられた。



嶋崎日田市議長

嶋崎健二氏

「地方創生に関する政策提言  
～日田市議会の取組～」

日田市まち・ひと・しごと

検討した結果、基本計画も含め、追加した。一方で、長期総合計画審議会への参画は適当ではないとし、特別委員会で審議するよう議員発議で条例改正した。他の附属機関への参画についても個々に見直すこととし、議会内に任意の協議会を設置し、各会派から代表者を選び、条例等に基づく参画について検討している。

昭和28年の行政実例で、附属機関への参画は、違法ではないが適当ではないとされている。分権が進む中、地方議会も独自性を發揮し、各附属機関の設置目的や審議内容などを検証し、さらに監視機能を高めるには、附属機関への参画も含め、執行機関との関わり方を再度検証する必要がある。

議会として、市民から得た意見などを参考にし、政策提案することを目指した。3常任委員会それぞれで、現状と課題の分析を行い、課題の克服のため、どのような施策が必要か検討した。市が提示した4つの基本目標に、5つの施策を組み入れ、10月に20地区で開催した議会報告・意見交換会で、市民に提案、説明し、意見を聞いた。

議会報告・意見交換会後、班別の会議で内容を整理し、各常任委員会でさらに議論を重ねた結果、委員会別に①地場産業の育成・支援策を強化し、安定した雇用の場の創出

創生総合戦略の策定作業は、平成27年8月の審議会から始まった。審議会委員に議会から3名の選出依頼があつた。

総合戦略は、市の将来に非常に大きな影響を与えるテーマであり、市民の理解や支援を高める意味で重要。議会が市民の考え方を聞き、それを踏まえた提言を市長に行い、市長はそれに応えて政策を行う。その結果について、議会はきちんとフォローする。そこに行政や議会に対する市民の信赖も生まれてくる。これも、議会のいわば監視権の有効な行使の一つではないか。

地方創生事業は27年度から

31年度までの5年間にわたって推進しようというもの。KPIなどに基づき、議会でも、効果と検証を毎年度行うことにより、議会の監視権にもつながると考える。



会場の模様



事例報告者

会が可決、事業化している。

7月には、議会報告・意見交換会で、総合戦略の方向性について、以上の経緯を含め、

議会が報告した。報告は議会の義務であり、議会の信頼性を高める意味で重要。議会が

市民に報告した。報告は議会の義務であり、議会の信頼性を高める意味で重要。議会が

# 意見書・決議の状況を掲載

28年  
8月~10月  
可決分

このほど、平成28年8月から10月に全国の市議会において可決した意見書・決議のうち、本会に報告のあった件数を取りまとめた。件数の多い意見書・決議を紹介する。

## 給付型奨学金について

意見書・決議で最も多かつたものが「給付型奨学金について」で108件だった。

多くの意見書が、前文で奨学制度について、「利用者は28年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない」とした。その上で、①「学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金

や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るために、29年度を途に給付型奨学金を創設すること」②「希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、『有利子から無利子へ』の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適合者を直ちに解消すること」

③「低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにして最大月額と④「返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げる」と

「次期介護保険制度改革における福祉用具、住宅改修の見直しについて」は71件。前回集計時（本紙1986号3面参照）と同様、「高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方

「年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと」を求めた。また、多くの意見書が「低年金者への福祉的な措置として最大月額5000円（年6万円）を支給する年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実

「同一労働同一賃金の実現」は59件だった。ほとんどの意見書が①「不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理的な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること」②「非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正及び両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などを通じて、関連法案の改正等を進めること」③「とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に對して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや待遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方についても十分に検討すること」の3項目を求めた。

「同一労働同一賃金の実現」は59件だった。ほとんどの意見書が①「不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理的な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること」②「非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正及び両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などを通じて、関連法案の改正等を進めること」③「とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に對して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや待遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方についても十分に検討すること」の3項目を求めた。

施をめざすこと」を求めた。  
「同一労働同一賃金の実現

各市議会から本会ホームページのオンライン調査・回答システムに入力された意見書・決議（平成16年以降のものは、本会ホームページのメンバーページから検索し、閲覧できる。なお、メンバーのページにおいては、IDとパスワードが必要となる。IDなどについては、28年3月31日付け「（全議M1第8号）全国市議会議長会ホームページについて（お知らせ）」で各議会事務局に通知している。

# 議会 トピックス

9月26日、第192回通常国

## 8月から10月に可決した意見書・決議の議決状況

件名	意見書	決議
○給付型奨学金について（給付型奨学金の創設、無利子奨学金の拡充など）	108	—
○次期介護保険制度改革における福祉用具、住宅改修の見直しについて（介護が必要な方の生活を支える観点からの検討、現行給付の継続など）	71	—
○無年金者対策の推進	62	—
○同一労働同一賃金の実現	59	—
○義務教育費国庫負担制度について（負担割合の復元、制度の堅持など）	54	—
○チーム学校推進法の早期制定	47	—
○地方財政の充実・強化	45	—
○私学助成の充実	38	—
○北朝鮮の核実験に抗議	11	24
○有害鳥獣対策の推進	27	—
○J R北海道・J R四国・J R貨物に係る経営支援策	26	—
○教育予算の拡充	25	—
【小計】	573	24
○その他	346	31
【総合計】	919	55

※意見書・決議は、平成28年8月1日から10月31日までに可決され、28年11月30日までに各市議会から任意に本会ホームページの意見書・決議ボックスに入力、または本会に郵送された件数を集計。

※件名は代表的なもの。同内容のものも含めている。

※意見書・決議の件数が多い順に掲載。

多くの意見書が負担割合の復元、

前回集計時と同様、  
目を求める

## その他の

「義務教育費国庫負担制度について」は54件。このうち、各市議会から本会ホームページのオンライン調査・回答システムに入力または郵便で送付していた入力方法等については、本会調査広報部（☎03-3262-5237）までお問い合わせください。